

山形県立図書館活性化会議 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 山形県立図書館の活性化に向けて、平成28年3月に策定した「山形県立図書館活性化基本計画」を具現化し、県民本位の利用しやすい図書館にすることを目的として、「山形県立図書館活性化会議（以下「活性化会議」という。）」を設置する。

(所管事務)

第2条 活性化会議は、次に掲げる事項について意見を取りまとめる。

- (1) 集客の方策：幅広い世代に来館していただくための空間づくりに関する事。
- (2) 喜ばれるサービス：利用者サービスを向上させる方策に関する事。
- (3) 連携した賑わい創出：周辺施設・団体・地元等との連携の方策に関する事。

(組織)

第3条 活性化会議は、8名の委員で組織する。

2 委員は、次の各号から教育長が委嘱する。

- (1) 前条について見識を有する者
- (2) その他教育長が適当と認める者

3 委員長は委員の中から互選する。

4 委員長は活性化会議を招集し、これを主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成31年3月31日までとし、同日をもって自動的に失効するものとする。

(会議)

第5条 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議は公開とする。但し、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者にオブザーバーとして出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 活性化検討委員会の庶務は、山形県教育庁文化財・生涯学習課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、活性化会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成30年10月24日から施行する。